

2021 年国家知識産権局の業務要点

発表日：2021 年 5 月 19 日

2021 年の国家知識産権局の業務の全体的要求は次のとおりである。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、第 19 回中国共産党全国代表大会、第 19 回中国共産党中央委員会第 2 回、第 3 回、第 4 回、第 5 回全体会議の主旨および知的財産業務に関する習近平総書記の重要指示の主旨、特に中央政治局第 25 回集団学習における習近平総書記の重要講話の主旨を深く学び、徹底し、「四つの意識（政治意識、大局意識、核心意識、一致意識——訳注）」を強め、「四つの自信（進む道・理論・制度・文化への自信——訳注）」を揺るぎないものとし、「二つの擁護（習総書記の党中央における核心的地位と全党における核心的地位の擁護、および党中央の権威と集中統一的指導の擁護——訳注）」を遂行し、全国市場監督管理会議の要求および全国知識産権局局長会議の取り決めに基づき、より高い要求で全面的な党の厳格な統治を着実に推進し、より高い立場に立って事業発展のグランドデザインを策定し、より高い基準で知的財産権の創造、保護、運用、管理、サービスを全面的に強化し、知的財産保護の国際協力をより一層強化し、より高い出発点から知的財産事業の安定・改革の両立と質の高い発展を促進する。

一．政治を重んじて規律を守り、全面的な党の厳格な統治を持続的に深化させる。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想の学習・徹底を最も重要な政治任務とすることを堅持し、理論武装を持続的に強化しなければならない。党グループ自身の構築を強化し、政治的判断力、政治的理解力、政治的執行力を絶えず高め、党グループが方向を決め、大局を管理し、実行を確保するという重要な役割を適切に果たす。習近平総書記が中央政治局第 25 回集団学習で行った重要講話の主旨の特別研修における学習・徹底を図る。党中央委員会の統一的な手配に従い、結党 100 周年の祝賀活動を遂行し、党史の学習と教育に力を入れ、イデオロギー活動を強化する。模範機関の創設などの特別業務を一元的に推進し、党の末端組織の標準化と規律の推進に注力し、分類・指導を強化し、末端組織の基盤を固める。中央の巡視と改善の成果を強化、深化させ、適時に「振り返り」を実施する。総局に配置された規律検査監察グループの業務に協力し、双方が協議の上で合意した事項を着実に実行し、規律検査監督を自発的に受け入れる。党グループ内部の巡視を深化させ、発見した問題の手がかりに対して規律に従い厳格に処理する。任命時の清廉な政治に関する談話、指導幹部の述責述廉（職務に対する責任表明と清廉な政治の遵守の表明——訳注）などの特定項目の監督に力を入れて取り組み、党員の日常教育に対する管理監督を厳格に行い、清廉な政治を行う党風の広報教育月間活動を持続的に実施し、幹部職員の清廉潔白性をもって政治に携わる意識を絶えず強化する。大衆と密接な関係を築く良好な風土を大いに強化し、中央機関による地域への密着、若手幹部による末端での業務従事や機関の「風土建設年」の活動を遂行し、優れた風土をより確実に作り上げなければならない。労働者婦人会、青年団、統一戦線工作部、老幹部の業務を強化し、文明的で調和のとれた機関の構築を推進する。

二．良いスタートを切り、知的財産権強国戦略綱要と第 14 次 5 か年計画を始動させる。知的財産権強国戦略綱要の発表と実施に協力し、第 14 次 5 か年計画の知的財産権計画の策定と発表の推進を加速し、年間推進計画を印刷、配布して、業務の秩序ある実施を推進する。知的財産権に関するサブ項目の計画を策定、発表する。質の高い発展の業務指導と

知的財産権強国建設の試行・モデル管理弁法（規則）を制定し、局と省の協力・協議の内容を充実させ、都市、県域、工業団地、企業および大学と科学研究機関の試行・モデル業務を一元的に推進する。

三. 高い基準、厳格な要求で、知的財産権保護を全面的の強化に関する中央の各決定と配置の実行を深化させる。習近平総書記が中央政治局第 25 回集団学習を主宰した際の重要講話の主旨の徹底・実行に関する意見を印刷、配布して実施し、講話の主旨の徹底的な実行の推進を深化させる。「知的財産権保護の強化に関する意見」およびその推進計画の実行を深化させ、知的財産権保護の協調指導と検査・審査の仕組みを整備する。知的財産権保護の試行・モデル地区の建設を始動し、知的財産権保護の水準の評価を模索する。

関連法律制度の構築を加速させる。専利法実施細則の改定を適切に行い、「専利許審査指南」の改定を適切に完成させる。商標法のさらなる改正に関する調査研究の論証を遂行し、地理的表示の法制定を強化し、「商標代理管理弁法」と「商標審査および審理基準」の改正を積極的に推進する。ビッグデータ、人工知能（AI）、遺伝子技術などの新分野・新業態の知的財産権保護規則を研究、制定する。審査・権利付与基準、行政法執行基準、司法裁判基準の有機的な統一を促進する。知的財産権行政法執行業務指導システムの構築を強化する。専利権侵害紛争の行政裁定業務を強化し、法により各種の権利侵害行為を取り締まる。知的財産権侵害紛争の検証・鑑定技術の支援を強化する。

大規模な保護業務の枠組みの構築を加速する。新たに約 20 の知的財産権保護センターと快速権利保護センターを設置し、調停機関と仲裁機関を積極的に育成する。信用を基礎とした等級別分類管理監督の試行の推進を深化させ、知的財産権分野の公共信用情報基礎目録を形成し、電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護管理基準の実施を押し広め、知的財産権保護の規範化市場の構築を強化し、権利保護支援業務を強化する。地理的表示を厳格に保護し、地理的表示管理の改革を深化させる。特殊マーク、公式マーク、オリンピックマークの保護を強化する。市場監督管理総局に協力して知的財産権分野の独占禁止業務を遂行し、知的財産権の濫用を防止する。

四. 品質向上と利益向上を掲げ、知的財産権の質の高い発展の促進に尽力する。専利と商標の全プロセスの審査の品質管理の仕組みを構築、整備し、権利付与・権利確定の質を高める。インテリジェント審査の技術の応用を強化し、審査プロセスを改善し、訴訟事件と審査資源の配分方式を最適化する。専利審査の新たなモデルを探索し、審査理念の更新、技術革新、業務革新を推し進める。商標の審査・署名の制度改革を全面的に実施し、審査の「優先ルート」を整備し、商標異議申立て、複雑な審議案件の審査審理期間を持続的に短縮する。

第 14 次 5 か年計画における知的財産権の発展指標を最適化し、品質志向を強化し、統計のモニタリングを強化し、知的財産権の出願に対する資金援助を全面的に廃止し、後続の実用化・運用、行政保護、公共サービスに対する支援を重点的に強化する。実用新案制度と意匠制度の改革推進を模索する。イノベーションの保護を目的としない非正常専利出願や、使用を目的としない商標の悪意による登録行為を厳しく取り締まる。

五. システムを構築して産業を促進し、知的財産権の運用効果を持続的に高める。知的財産権の帰属に関する制度を改善する。知的財産権の市場化運営の仕組みに関する政策を制定、整備し、運営取引規則を整備し、運営プラットフォームの管理監督を強化し、財政資金により支援を行う運営プロジェクトおよび重点都市に対して全プロセスの業績管理

を実行する。知的財産権の評価ガイドラインを制定し、評価制度の基準を整備する。知的財産権金融サービスの健全な発展を推進する。専利開放許諾制度を実施し、専利実用化の特別プロジェクトを実施する。

産業発展を促進する。専利集約型産業の付加価値算定と公表の仕組みを整備し、商標ブランド戦略の実施を深化させ、地理的表示の実施による農村振興支援活動を始動する。国の基幹中核技術を中心とした一群の専利ナビゲーションプロジェクトを実施し、「ボトルネック」問題の解決に助力する。産業基盤再建プロジェクトの実施に協力し、関連する知的財産権の創造と準備を適切に行う。重点産業分野における一群の産業知的財産権運営センターを建設し、知的財産権チェーンによって産業チェーンのサプライチェーンの円滑で安定した運営を促進する。専利ナビゲーションのイノベーションの意思決定プロセスへの組み入れを推し進める。

六. サービスを最適化し、監督を強化し、知的財産権の公共サービスシステムを整備する。 知的財産権公共サービス能力向上プロジェクトを実施し、統一計画を強化し、統一プラットフォーム、統一基準、統一窓口を推し進める。省級、地市級の総合的な知的財産権情報公共サービス機関の建設を階層別に分類し指導する。100の技術・革新支援センターの第一期建設目標を達成させ、一群の大学の国家知的財産情報サービスセンターを新設し、一群の国家知的財産情報公共サービス拠点を登録する。知的財産権保護情報プラットフォーム、商標登録・管理プラットフォーム等の情報化プロジェクトの立案を推進し、実質的な進展を図る。知的財産権の公共サービス事項リストを作成し、基礎情報データ規範の適用を普及させる。

知的財産権サービス業の管理監督を強化する。知的財産権サービス業の質の高い発展を促進するための政策措置を導入し、代理サービスの品質評価を実施する。知的財産権サービス業クラスターを最適化と高度化を図る。専利代理機構の営業許可の審査認可における、告知承諾制度を全面的に実施し、信用管理監督を強化する。「藍天」特別行動を持続的に実施し、効果持続のための仕組みを構築し、「インターネット+」技術を用いてスマート管理監督と動的な管理監督を実施し、違法行為の取締りを強化する。

七. 相互利益の状況を求め、安全性を確保し、知的財産権の国際的な協力と競争を一元的に推進する。 世界知的所有権機関 (WIPO) の多国間事務に積極的に関与し、中国の「意匠の国際登録に関するハーグ協定」への加入を加速させる。「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議と中国・アフリカ知的財産権閣僚級会議を適時に開催する。重点国家・地域との実務協力を進め、日米欧中韓の5つの商標庁・意匠庁 (TM5・ID5——訳注) との協力に基づく年次会議、日中韓・中国・モンゴル・ロシア、中国・ASEAN などとの知的財産権局局長会議を開催する。RCEP 協定の知的財産権の章の事項を全面的に実行し、中国とEUの地理的表示の協定を実施する。米国に対する知的財産権政策の研究を強化する。

知的財産権分野の国家安全保障を維持する。知的財産権の対外譲渡審査制度を整備し、国の安全に関わる知的財産権の対外譲渡行為の管理を強化する。国家海外知的財産権紛争対応指導センターの建設を強化し、企業の海外知的財産権リスクの早期警告と権利保護の支援を強化し、各種リスク・課題に積極的に対応する。

八. チームを強化し、保障を最適化し、事業の発展に有力なサポートを提供する。 上層部の構造を最適化し、優秀な若手幹部の育成・選抜に力を入れる。幹部の専門化研修を強化し、中堅・高度人材の育成を強化し、京外センター人材成長計画実施案を実施し、全国

知的財産権システムの先進的な団体と個人の選考と表彰を遂行する。大学の知的財産権学科の専門体系の構築を支援する。知的財産権師の職名制度改革の実施業務を適切に行う。知的財産権シンクタンクの構築を強化し、局内の研究組織と専門家諮問委員会の役割をよりよく発揮する。

常態化した新型コロナウイルス感染拡大の予防と制御を決して怠らず、知的財産権の独特な優位性を発揮し、新型コロナウイルス感染拡大の予防と制御における科学研究の難題への取組みに助力する。知的財産権の周知教育を強化し、メディア融合を促進し、大規模な周知の枠組みを整備する。知的財産権の公益研修を強化し、社会全体の知的財産権に対する意識強化を図る。世界知的財産権デー、全国知的財産権周知週間などの大型活動を遂行し、中国の知的財産権の状況を対外的に正確に伝える。予算執行と業績管理を強化し、自発的に監査監督を受け入れる。全局の執務体制を整備する。

出所：2021年5月19日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/19/art_92_159514.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。